

○ 京都府情報公開条例施行規則

〔平成13年9月21日
公安委員会規則第13号〕

〔沿革〕平成17年3月公安委員会規則第10号、25年3月第4号、28年3月第6号、令和2年3月第6号、令和5年3月第11号改正

(公文書公開請求書の記載事項等)

第1条 京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。)第5条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 連絡先(法人その他の団体にあつては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先)
- (2) 求めようとする公開の方法

2 条例第5条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書(別記様式第1号)によるものとする。

(規則で定める氏名等)

第2条 条例第6条第7号に規定する氏名等であつて実施機関の規則で定めるもの及び実施機関が警察本部長である場合の公安委員会規則で定めるものは、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等とする。

(公文書公開決定通知書等)

第3条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する場合 公文書公開決定通知書(別記様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する場合 公文書部分公開決定通知書(別記様式第3号)

2 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第6条各号を理由として公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書(別記様式第4号)
- (2) 条例第9条の規定により公開請求を拒否する場合 公文書非公開決定通知書(公開請求拒否)(別記様式第5号)
- (3) 前2号に掲げる場合以外の公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書(不存在等)(別記様式第6号)

(公文書公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(公文書公開決定等の期限の特例通知書)

第5条 条例第12条第1項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限の特例通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(事案の移送通知書)

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案の移送通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第14条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公開請求に係る公文書に記録されている府及び請求者以外のものに関する情報の内容

(2) 意見書の提出期限

2 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公開請求に係る公文書に記録されている国、地方公共団体及び請求者以外のものに関する情報の内容

(2) 意見書の提出期限

(3) 公開決定をしようとする旨及びその理由

3 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書の公開決定に係る意見照会書(別記様式第10号)により行うものとする。

4 条例第14条第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(公開の実施等)

第8条 閲覧による公文書の公開は、京都府公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公安委員会は、閲覧による公文書の公開を受け、又は受けようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公文書の公開の請求に係る公文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開の方法)

第9条 条例第15条第2項に規定する公安委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 公安委員会が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 公安委員会が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、公安委員会が適当と認める方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録を公安委員会が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を電子情報処理組織(公安委員会の使用に係る電子計算機(入

出力装置を含む。以下同じ。)と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成13年9月28日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日公安委員会規則第10号銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者に対する指示手続に関する規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則第2条による改正附則)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の〔中略〕京都府情報公開条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の〔中略〕京都府情報公開条例施行規則に規定する様式による用紙とみなし、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (平成25年3月19日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公安委員会規則第6号行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則第2条による改正附則)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日公安委員会規則第6号京都府情報公開条例施行規則及び京都府個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正附則)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日公安委員会規則第11号京都府情報公開条例施行規則等の一部を改正する等の規則第1条による改正附則)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第1条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

郵便番号
請求者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地)
連絡先
(法人その他の団体にあっては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先)
電話番号 () -

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第4条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

1 請求する公文書の件名又は内容	
2 求めようとする公開の方法 〔 該当するものを○印で囲んでください。〕	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送
3 事案の移送の可否 〔 事案の移送についての可否を○印で囲んでください。〕	(1) 可 (2) 否

備考 3の欄の「事案の移送」とは、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなど他の実施機関において公開決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、公文書公開請求書を移送することをいいます。

※ 受 付	年 月 日	年 月 日
	番 号	
	場 所	
	担 当 課 等	
※ 備 考		

※印欄は、記入しないでください。

公文書公開決定通知書

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開することと決定したので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第10条第1項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 公文書の公開の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
3 公文書の公開の場所	
4 担当課等	電話番号（ ） -
5 備考	

- 備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書部分公開決定通知書

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公文書の一部を公開することと決定したので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第10条第1項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 公文書の公開の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
3 公文書の公開の場所	
4 公文書の公開をしない理由	京都府情報公開条例第6条第 号該当
5 公文書の一部の公開をしない理由が消滅する期日	
6 担当課等	電話番号（ ） -
7 備考	

- 備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 5の欄は、請求に係る公文書の一部の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して

1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書非公開決定通知書

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第10条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 公文書の公開をしない理由	京都府情報公開条例第6条第 号該当
3 公文書の公開をしない理由が消滅する期日	
4 担当課等	電話番号（ ） -
5 備考	

備考 3の欄は、請求に係る公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に

対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第10条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公文書の公開請求を拒否する理由	京都府情報公開条例第9条該当
3 公文書の公開請求を拒否する理由が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号（ ） -
5 備 考	

備考 3の欄は、請求に係る公文書の公開の請求を拒否する理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1

年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書非公開決定通知書（不存在等）

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第10条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公文書の公開をしない理由	
3 担 当 課 等	電話番号（ ） ー
4 備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等をする期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公開請求があった年月日	年 月 日
3 当初の公開決定等の期間	年 月 日 まで
4 延長後の公開決定等の期間	年 月 日 まで
5 延長の理由	
6 担当課等	電話番号（ ） ー
7 備考	

公文書公開決定等の期限の特例通知書

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第12条第1項の規定を適用することとしたので通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公開請求があった年月日	年 月 日
3 当初の公開決定等の期間	年 月 日 まで
4 1の公文書のうち相当の部分についての公開決定等の期間	年 月 日 まで
5 残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
6 京都府情報公開条例第12条第1項を適用する理由	
7 担 当 課 等	電話番号（ ） ー
8 備 考	

事案の移送通知書

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第13条第1項の規定により、次のとおり事案の移送をしたので通知します。

1 公文書の件名又は内容		
2 移 送 を し た 日		年 月 日
3 移 送 を し た 理 由		
4 移送元の実施機関の担当課等		電話番号（ ） —
5 移 送 先	実施機関	
	担当課等	電話番号（ ） —
6 備 考		

備考 公文書の公開については、5の欄に記載の移送先の実施機関において決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

公文書の公開決定に係る意見照会書

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第4条の規定により公開請求のありました公文書に、次のとおりあなた（貴社）に関する情報が記録されています。

つきましては、公開請求に係る公文書について、次の理由により公開決定をしようとする
ことに対し、京都府情報公開条例第14条第2項の規定により意見書を提出することができます
ので、意見書を提出される場合は、公開決定に対する意見を具体的に記入の上、
年 月 日 までに提出くださるようお願いいたします。

1 公文書の件名	
2 あなた（貴社）に関する情報の内容	
3 公開決定をしようとする理由	京都府情報公開条例第 条（第 号ただし書）該当
4 担当課等	電話番号（ ） —
5 備考	

第三者情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

あなた（貴社）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第14条第3項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 あなた（貴社）に関する情報の内容	
3 公開決定の日	年 月 日（ ）
4 公開決定をした理由	
5 公文書の公開の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
6 担当課等	電話番号（ ） -
7 備考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記の公文書の公開の日時までに京都府公安委員会又は裁判所に対し、公文書の公開の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた（貴社）に関する情報は公開されますので、御承知ください。